

今回は、再受験生に向けての学習法（スケジュール）です。

再受験生の方は、一通り学習をしているので、基本事項は頭に入っていることを前提に話を進めていきます。

心機一転再スタートの際の注意点は、「1科目集中型で勉強しない。」ということです。

毎日、「**多科目復習型**」で勉強していきます。

高校受験や大学受験の際に、数学なら数学を1カ月集中して勉強する。

次の1カ月は、集中して英単語を勉強する。

次の1カ月は、古文を勉強する。

というような勉強スケジュールは組まなかったはずです。

少なくとも、毎日英単語の勉強をする。

合わせて、複数科目を同時並行して勉強するのが大多数の受験生のスタイルです。

初学の頃と同じように、労働基準法を集中して勉強し、次に安衛法、労災と勉強スケジュールを立てるのはダメです。

高校受験、大学受験を社労士試験で例えると

社労士の受験で考えると、国民年金法や厚生年金保険法は、毎日学習する科目です。

年金に関しては、用語の定義や要件を毎日確認するだけでも力が付きます。

毎日10分でも数字だけを覚える時間を作るのも有効です。

例えば、雇用保険法の所定給付日数ですが、3分もあれば復習できます。

労働経済や白書も1日10分勉強するだけでも、本試験直前に余裕が持てます。

英単語を毎日覚えるように数字や、労働経済、白書を学習すれば、相当なアドバンテージが取れます。

合わせて、各法律科目の復習ですが、最初のページからスタートするのはダメです。労働基準法の総則から勉強するのは、初学の頃のやり方です。

再受験生は、優先順位の高い項目をピックアップして勉強する必要があります。

例えば、労働基準法であれば、賃金の5原則と例外。

過去出題された判例の確認。

雇用保険法であれば、雇用継続給付。

健康保険法であれば、高額療養費。

その他苦手な箇所や理解していない箇所をピックアップしながら多科目を回します。

繰り返しになりますが、再受験生の学習スタイルは、1日多科目復習型での学習です。

初学生に関して

一般的に、労働基準法の学習が一通り終わったら次の科目は、労働安全衛生法。

その次が、労働者災害補償保険法、雇用保険法、徴収法と労働科目が終了。

引き続き健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法と終え、労務管理その他の一般常識、社会保険に関する一般常識と進んでいきます。

一般的なスケジュールで考えると、1教科2週間～1カ月前後として、10月からスタートして全部の科目を終えるのが3月～4月頃になります。

再受験生の箇所でも記載しましたが、1教科集中型で復習をせずに学習をすると、全科目終了時には、最初に学習した労働基準法等の内容が消えてしまっています。

学習する上で意識することは、たえず過去に遡り復習することです。

労働安全衛生法を学習している間は、既に学習した労働基準法を毎日10分、20分でも学習することです。

労働者災害補償保険法の際には、労働基準法と労働安全衛生法を学習する。

余り深追いせずに、広く浅く基本事項を毎日確認していきます。

再度重要なので

失敗するパターンは、1日の学習時間を1つの科目に絞ってしまうことです。

1科目集中型では、分量が多く覚える箇所が多い社労士試験には太刀打ちできません。

毎日複数科目を勉強する。

これが社労士試験に合格するための王道です。